「特定口座年間取引報告書」 Q&A

Q1 「特定口座年間取引報告書」とはどのような報告書ですか?

A:「特定口座年間取引報告書」は、所得税法に基づき証券会社等に特定口座を開設されたお客様 へ当該口座を通じて譲渡(売却・解約・償還など)されたお取引、および特定口座内でお受取 いただいた配当金・分配金の明細等を集計した報告書で、お客様が特定口座を開設されてい る証券会社等が作成/交付するものです。特定口座には「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」 の2種類があります。弊社では「特定口座源泉徴収あり」をご選択いただいております。

【譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額】

源泉徴収税額 (所得税・住民税・外国所得税の額)

【譲渡所得等の金額】

上場株式等の譲渡対価の額・取得費及び譲渡に要した費用の額・(信用取引の差損益の額)・差引金額(譲渡所得等の金額)等

【配当等の額及び源泉徴収税額等】

特定上場株式等の配当等の額・源泉徴収税額・上場株式 配当等控除額・外国所得税の額・ 等 譲渡損失との差引金額・納付税額 等

源泉徴収なし (弊社非取扱い)

【譲渡所得等の金額】

上場株式等の譲渡対価の額·取得費及び譲渡に要した費用の額・(信用取引の差損益の額)・ 差引金額(譲渡所得等の金額) 等

Q2 「特定口座年間取引報告書」はどのようなお客様に交付されますか?

A:「特定口座年間取引報告書」は、特定口座において上場株式等の譲渡をされた全てのお客様と、「源泉徴収あり」で特定口座に配当等を受入れたお客様(弊社では、取引等の有無に関わらず、全お客様を対象といたしております。)に対して交付いたします。なお、交付時期は、翌年の1月末までに交付いたします。

Q3 「特定口座年間取引報告書」は、税務署に提出されますか?

A:「特定口座年間取引報告書」は、お客様に交付する「投資家交付用」のほか「税務署提出用」があり、全てのお客様の「特定口座年間取引報告書」を、作成した証券会社等から税務署へ提出するよう義務付けられております。

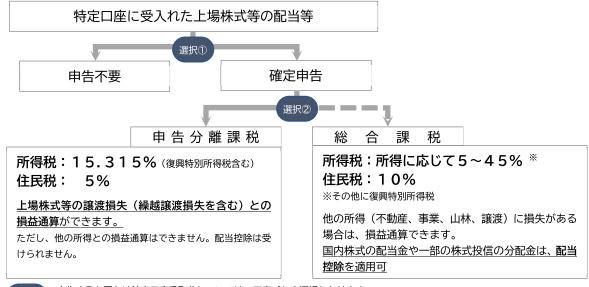
Q4 「特定口座年間取引報告書」に記載されている配当等については、確定申告が必要ですか?

A:上場株式の配当等については「20.315%」が源泉徴収されており、支払いを受ける金額に関わらず、申告不要(確定申告をしないで済ませること)とすることができます。(大口株主等が受ける場合を除きます。)また、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

申告分離課税を選択した場合は、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)と損益通算

できます。一方、総合課税を選択した場合は、国内株式の配当金や一部の株式投信の分配金について、配当控除を適用できます。

上場株式等の配当等の課税(大口株主等が受取る場合を除く)



選択①

申告するか否かは特定口座受取分については、口座ごとの選択となります。

(特定口座外で受取った配当等については、1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに選択することができます。)

選択②

配当所得(上場株式の配当金、公募株式投信の分配金等)については、申告する全額について、総合課税と申告分離課税のいずれか一方を選択します。利子所得(公募公社債投信の分配金等)については申告分離課税のみ選択可能です。

Q5 「特定口座年間取引報告書」の交付を受けましたが、確定申告は必要ですか?

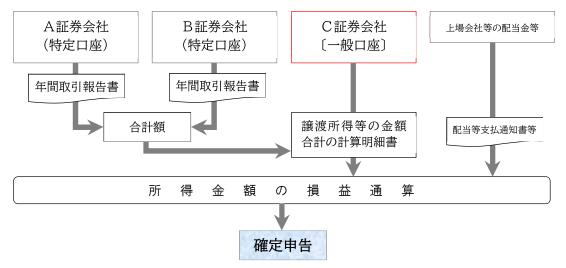
A:「源泉徴収あり」のお客様の場合

特定口座における上場株式等の譲渡益から証券会社等が税額計算のうえ源泉徴収し、税務署へ納付します。そのため、お客様は確定申告せず納税手続きを完了することも可能です。

〔確定申告が必要なケース〕

- a. 他の金融機関に開設された特定口座等または一般口座の譲渡損益との通算をする場合
- b. 上場株式等の配当等と損益通算する場合
- c. 譲渡損失を繰越して、翌年以降、最長3年間にわたり各年の上場株式等の譲渡益や配当 等から控除する場合

《a.b. 他社の特定口座や一般口座の譲渡損益・配当等との損益通算》



《c. 繰越控除の特例のしくみ》



<u>Q6</u> 「特定口座年間取引報告書」における「譲渡の対価の額(収入金額)」と取引報告書の「受渡金額」が異なるのはなぜですか?

A:「特定口座年間取引報告書」の「譲渡の対価の額」は、1年間の特定口座における売却時の約定金額(売却単価×株数等)の合計のため、売却時に要した委託手数料等の費用が含まれていないためです。売却時の委託手数料およびそれに係る消費税は「取得費及び譲渡に要した費用の額等」に算入しております。ただし、お取引において弊社との店頭取引にて売却された場合は、取引報告書の受渡金額と一致します。

<u>Q7</u> おまかせ運用口座(投資一任契約)で譲渡時とは別に徴収される運用報酬等は特定費用として算入できないのですか?

A:特定費用の金額は、特定源泉徴収口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用として必要経費に算入できると措置されております。そのため、おまかせ運用口座(投資一任契約)を締結されているお客様で、年中に投資一任契約に係る対象譲渡等があった場合には、投資一任契約に係る費用(運用報酬等)を「取得費及び譲渡に要した費用の額等」に算入しています。なお、算入した金額は摘要欄にその旨およびその金額を記載します。ただし、年中に対象譲渡等が無かった場合には、特定費用の金額として処理できないこととなっています。

Q8 配当等の合計額が譲渡損失を下回った場合、控除しきれなかった損失額は記載されますか?

- A:「特定口座年間取引報告書」において、控除しきれなかった損失額の表示は行いません。確定申告等に当該損失額を用いる場合は、お客様自身において計算 (**) が必要になります。
 - ※「特定口座年間取引報告書」における「配当等の額及び源泉徴収税額等」の(⑨合計+⑩合計-⑩譲渡損失の金額)で求めた値が控除しきれなかった損失額です。なお、差引金額(⑰)も同様の計算式により算出しますが、こちらは差引計算後の配当等の金額のためマイナスとならず、0「ゼロ」と表記されます。

Q9 投資信託等の二重課税調整措置の取扱いについて教えてください。

A:投資信託等の二重課税措置とは、投資信託等が外国で納付した外国所得課税等について、配 当等の日本国内における源泉徴収税額(所得税)から所定の算式により計算した金額を控除 することで、二重課税調整を行う制度です。二重課税調整の対象となった配当等を確定申告 した場合、源泉徴収税額(所得税)から控除した外国所得税等は、その年分の所得税及び復興 特別所得税の額から控除される「分配時調整外国税相当控除」の対象となります。なお、住民 税については二重課税調整措置の適用はありません。

Q10 外国株式の配当金の税制上の取扱いについて教えてください。

A:外国株式の配当金は、それぞれの国において所定の税金(外国所得税)が源泉徴収された後の金額に対し、日本国内において所得税および住民税が源泉徴収されます。外国で課された税額(外国所得税)については、一定の要件のもと一定額を上限に日本の所得税や住民税から差引く「外国税額控除」という制度が適用できます。この制度の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

◆投資家の皆さまへ◆

- *特定大口株主等配当の取扱いについて
 - ・令和4年度税制改正により、内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払いに係る基準日においてその支払いを受ける居住者等と、その者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算してその発行済株式等の総数等に占める割合が 100 分の 3 以上になるときにおけるその居住者等が支払いを受けるもの(以下「特定大口株主等配当」といいます。)については、総合課税の対象とすることとされました。
 - ・特定大口株主等配当については、特定口座源泉徴収選択口座に受入れることはできません。
 - ・弊社に源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいているお客様であっても、特定大口株主等配当に該当するものがある場合には、当該特定大口株主等配当について、お客様において確定申告を行っていただく必要がございます。
- *税制改正により、2019年4月1日以降に提出する確定申告書については、「特定口座年間取引報告書」の添付が不要となりました。
- *「特定口座年間取引報告書」をはじめ、その他弊社からご通知する取引報告書、その他お知らせ等は、弊社アプリ内における【

 ②口座・設定】の「電子交付」欄からご覧いただけます。

上場株式等の税制上の取扱いにつきましては、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認く ださい。

確定申告書の作成は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「確定申告作成コーナー」からご利用いただけます。